

和気美しい森遊具更新工事仕様書

1 工事名

和気美しい森遊具更新工事

2 工事目的

国産材を使用した木製遊具を設置することで、国産木の森林資源の循環利用を促すとともに、より身近に木材に触れ合う機会を提供し、興味、関心を引き出すことで、施設利用者への森林教育をより一層推進する。

3 工事期間

契約締結日から令和8年3月19日までとする。

4 契約上限額

本業務に係る契約上限額は12,999,800円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とする。また、参考見積書の金額が、契約上限額を超過した場合は失格とする。

5 工事内容

次の内容について、町と入念な打ち合わせのうえ、日程の確認を行いながら業務を進めるものとする。

(1) 和気美しい森の遊具の整備

- ① 遊具製作
- ② 遊具設置（運賃、組立・据付、基礎、諸経費を含む）
- ③ 既存の木製コンビネーション遊具の撤去・処分
※別添「既存の木製コンビネーション遊具写真」参照
※既存のターザンロープ遊具は残して活用すること。

6 工事条件

(1) 遊具に関する条件

- ① 4種類以上の遊具を備えた木製の大型複合遊具とすること。また既存のターザンロープ遊具は残して活用すること。
- ② 木製で製作する全ての部分については、国産材を使用すること。
- ③ 使用木材（材積）のうち、概ね30%以上は国産材森林認証を取得した木材を使用すること。
- ④ 大きさ（W）14,000mm×（D）5,000mm程度であること。
- ⑤ 6～12歳児を対象とした遊具を設置すること。
- ⑥ 落下防止に備え、衝撃吸収性能を有する緩衝材の設置や接続部分の留め具に保護材を

取り付けるなど、安全面に十分配慮された遊具であること。

- ⑦ 高さ、階段等の角度等が現在のこどもの身体能力に適応した遊具であること。
- ⑧ 隙間に頭や首、指や足などの身体が挟まる、着衣や髪が引っかかる等、子どもが気付かない、対応できない危険「ハザード」を除去した設計であること。
- ⑨ 屋外での設置、使用を前提とし、長寿命化を目指した材料の使用や腐食加工を施すこと。さらに、遊具の維持管理の軽減、長寿命化に努めること。
- ⑩ 国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」に準拠すること。
- ⑪ （一社）日本公園施設業協会「遊具の安全に関する基準（JPFA-SP-S：2014）」と同等の安全基準により製作された遊具とすること。
- ⑫ 施設内の他の遊具の運動方向を考慮した安全領域を十分に確保すること。

（2） 設置に関する条件

- ① 設置場所及び範囲は、別紙「和気美しい森遊具更新工事位置図」のとおりとする。受注者は、周辺の状況を確認し、設計図、施工図等を作成し、発注者の承認を得たうえで設置すること。
- ② 設置作業は、できる限り和気美しい森の運営に支障のない日程及び時間に行うこととし、詳細は町職員の指示の下に決定すること。
- ③ 和気美しい森施設内における業務であるため、利用者の安全を第一とするとともに、一般利用者の妨げとならないよう配慮すること。
- ④ 基礎は、土の流出等による露出がない構造とすること。
- ⑤ 既存の遊具及び遊具を撤去する際に発生する建設副産物については、契約の範囲内で適正に処分すること。
- ⑥ 搬入車両の通行については、施設内の芝等を傷めないよう適切な対応を行うこと。
- ⑦ 設置完了後、施工写真、完成写真、国産材使用報告書（様式任意）、県産材納品証明書（様式任意）を添付した完了届を提出し、発注者の検査を受けること。

（3） 保険及び品質保証

- ① 生産物賠償責任保険、請負賠償責任保険に加入し、契約に従い保証すること。
- ② 遊具の取扱説明書及び品質保証書の引き渡し、職員への日常点検講習を実施すること。

（4） 遊具に求める要素

- ・子どもが木材と触れ合いながら遊ぶことができること。
- ・安全性及び機能性に優れていること。
- ・和気美しい森の景観と馴染む落ち着いた外観であり、木材本来の風合いや温かみのある木製遊具であること。
- ・保護者が子供を見守りやすいよう見通しを考慮した遊具とすること。

7 留意事項

- ① 見積書及び請求書には、国産の木材に係る材料費、加工費、運搬費、国産材の使用量

- (m³) 国産森林認証材の使用量 (m³) を記載すること。
- ② 見積書には、既存の木製コンビネーション遊具の撤去・処分に係る費用の内訳を記載すること。
 - ③ 受注者は、本業務の実施に当たっては、本仕様書に基づくとともに、各種関係法令、町関係条例・規則等を遵守し、適正な運営に努めること。
 - ④ 受注者は、本業務の実施に当たっては、発注者と十分な協議を行い、その意図や目的を理解したうえで、適切な実施体制、人員配置の下で進めること。
 - ⑤ 本業務中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本業務完了後も、また同様とする。
 - ⑥ 本業務完了後であっても、その成果品に瑕疵等の不備が発見された場合には、速やかに成果品を修理・交換等しなければならない。
 - ⑦ 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受注者の責任において対処すること。
 - ⑧ 事故等により発生した損害については受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は発注者が負担するものとし、その額は両者協議により決定する。
 - ⑨ 受注者は、業務の実施において、疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては町と協議のうえ、誠意をもって処理すること。